

|         |    |     |                            |                   |  |
|---------|----|-----|----------------------------|-------------------|--|
| 奈良市公報   |    |     |                            | 令和 8 年 9 月 1 日 発行 |  |
|         |    |     |                            | 発行所 奈 良 市 役 所     |  |
|         |    |     |                            | 発行人 奈 良 市 長       |  |
| 第 175 号 |    |     |                            | 編集人 法務ガバナンス課長     |  |
| 目次      |    |     |                            |                   |  |
| 規 則     |    |     |                            |                   |  |
| 月       | 日  | 番号  | 件 名                        | 主 管               |  |
| 8       | 10 | 40  | 奈良市公報号外第 32 号に掲載           | 保健予防課             |  |
| 告 示     |    |     |                            |                   |  |
| 月       | 日  | 番号  | 件 名                        | 主 管               |  |
| 8       | 3  | 391 | 奈良市営住宅等定期入居者の募集            | 住宅課               |  |
| 8       | 3  | 392 | 奈良市公報号外第 32 号に掲載           | 総合政策課             |  |
| 8       | 3  | 393 | 奈良市勤労者総合福祉センターの臨時休館        | 産業政策課             |  |
| 8       | 4  | 394 | 奈良市公報号外第 32 号に掲載           | 子ども育成課            |  |
| 8       | 4  | 395 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止  | 介護福祉課             |  |
| 8       | 5  | 396 | 放置自転車等の保管                  | 環境政策課             |  |
| 8       | 5  | 397 | 放置自転車等の保管                  | 環境政策課             |  |
| 8       | 5  | 398 | 放置自転車等の処分                  | 環境政策課             |  |
| 8       | 5  | 399 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定 | 介護福祉課             |  |
| 8       | 5  | 400 | 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定  | 介護福祉課             |  |
| 8       | 6  | 401 | 指定納付受託者の指定                 | 学校教育課             |  |
| 8       | 7  | 402 | 地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成     | 土木管理課             |  |
| 8       | 10 | 403 | 道路の位置指定                    | 建築指導課             |  |
| 8       | 10 | 404 | 道路の位置指定の一部廃止               | 建築指導課             |  |
| 8       | 10 | 405 | 住居番号の設定                    | 市民課               |  |
| 8       | 10 | 406 | 住居番号の変更                    | 市民課               |  |
| 8       | 10 | 407 | 大和都市計画地区計画決定のための地区計画案の公衆縦覧 | 都市計画課             |  |
| 8       | 13 | 408 | 放置自転車等の保管                  | 環境政策課             |  |
| 8       | 14 | 409 | 大和都市計画生産緑地地区変更の都市計画案の公衆縦覧  | 都市計画課             |  |
| 監 査     |    |     |                            |                   |  |
| 月       | 日  | 番号  | 件 名                        |                   |  |
| 8       | 3  | 11  | 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知    |                   |  |
| 公 営 企 業 |    |     |                            |                   |  |
| 月       | 日  | 番号  | 件 名                        | 主 管               |  |

|               |    |    |                                         |        |
|---------------|----|----|-----------------------------------------|--------|
| 8             | 3  | 17 | 奈良市公報号外第 32 号に掲載                        | 企業財務課  |
| 8             | 3  | 18 | 奈良市公報号外第 32 号に掲載                        | 営業管理課  |
| 8             | 3  | 39 | 公共下水道の供用及び下水の処理の開始                      | 下水道事業課 |
| 8             | 4  | 40 | 下水道事業受益者負担金の賦課対象区域                      | 下水道事業課 |
| 8             | 4  | 41 | 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止                    | 営業管理課  |
| 教 育 委 員 会     |    |    |                                         |        |
| 月             | 日  | 番号 | 件 名                                     | 主 管    |
| 8             | 3  | 13 | 臨時教育委員会の開催                              | 教育政策課  |
| 8             | 13 | 14 | 令和 8 年奈良市教育委員会告示第 12 号（定例教育委員会の開催）の一部改正 | 教育政策課  |
| 選 挙 管 理 委 員 会 |    |    |                                         |        |
| 月             | 日  | 番号 | 件 名                                     |        |
| 8             | 6  | 27 | 奈良市公報号外第 32 号に掲載                        |        |
| 8             | 6  | 28 | 奈良市公報号外第 32 号に掲載                        |        |
| 農 業 委 員 会     |    |    |                                         |        |
| 月             | 日  | 番号 | 件 名                                     |        |
| 8             | 7  | 10 | 農業委員会総会の招集                              |        |

告

示

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和8年 8月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和8年8月3日（月）から令和8年8月17日（月）までの間、奈良市営住宅管理センター・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和8年8月3日（月）9時 から令和8年8月17日（月）17時まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送（必着）又は奈良市営住宅管理センター窓口へ持参又は奈良市営住宅管理センターホームページから申込。

イ 申込みは1世帯1通に限る。1世帯が2通以上又は重複若しくは随時募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (イ)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。）があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 65歳以上の者

b 身体障がいのある者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)

別表第5号の1級から4級まで)

- c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで）
- d 知的障がいのある者（障がいの程度がcに相当）
- e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者
- f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
- h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- i ハンセン病療養所入所者等
- j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書（配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。）が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（奈良市営住宅管理センターに届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (フ)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(フ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）

以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に18歳未満の者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ コミュニティ住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)・(ウ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。

また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが18歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)の条件を満たすこと。

オ 市営住宅 多子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

### 3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場

合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

※ なお、外国籍の入居予定者については、国籍・地域、在留カード等の番号、住民基本台帳法第30条の45規定区分、在留資格、在留期間、満了日のすべてが記載された住民票が必要である。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(7) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和7年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和6年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(i) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がいらないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

#### (5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、失格とする。

#### (6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居申込手数料、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

#### 4 その他

- (1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。
- (2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

奈良市告示第 3 9 3 号

奈良市勤労者総合福祉センターについて、奈良市勤労者総合福祉センター条例(平成 1 5 年奈良市条例第 3 5 号)第 3 条の 4 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 1 1 月 2 5 日に臨時休館することを承認したので、告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第 3 9 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第 7 8 条第 2 号の規定により公示する。

令和 8 年 8 月 4 日

奈良市長      仲   川   元   庸

1   廃止年月日   令和 8 年 7 月 3 1 日

| 事業所番号      | サービスの種類 | 事業者      |                 | 事業所         |                 |
|------------|---------|----------|-----------------|-------------|-----------------|
|            |         | 法人名      | 法人所在地           | 名称          | 住所              |
| 2970190324 | 通所介護    | 株式会社 R&M | 奈良県奈良市法蓮町 471-1 | 和デイサービスセンター | 奈良県奈良市法蓮町 471-1 |

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年 8月 5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年7月22日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第397号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年 8月 5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年7月30日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第398号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和8年 8月 5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和8年 8月19日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年12月3日、同月11日、同月16日及び同月25日

奈良市告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和8年8月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和8年8月1日

| 事業所番号      | サービスの種類        | 事業者     |                  | 事業所                 |                          |
|------------|----------------|---------|------------------|---------------------|--------------------------|
|            |                | 名称      | 住所               | 名称                  | 住所                       |
| 2960199590 | (介護予防)<br>訪問看護 | 株式会社ピーク | 奈良県大和郡山市東岡町28-10 | Musubu 訪問看護ステーション奈良 | 奈良県奈良市瓦堂町22-1 サンコーポ瓦堂202 |

奈良市告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和8年8月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和8年8月1日

| 事業所番号      | サービスの<br>種類 | 事業者          |                                  | 事業所                     |                                              |
|------------|-------------|--------------|----------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------|
|            |             | 名称           | 住所                               | 名称                      | 住所                                           |
| 2970191421 | 居宅介護<br>支援  | 株式会社 eminare | 京都府京都市右<br>京区西京極南大<br>入町 86 番地 1 | ラシアス阪奈<br>居宅介護支援<br>事業所 | 奈良県奈良市帝<br>塚山六丁目 2-12<br>エヌエムドゥー<br>ズ 202 号室 |

奈良市告示第401号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和 8年 8月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

| 指定納付受託者                                       | 指定納付受託者に納付させる歳入の種類                         |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 東京都港区三田3丁目5番19号<br>三菱総研DCS株式会社<br>代表取締役 亀田 浩樹 | インターネットを利用して納付する「奈良市立一条<br>高等学校附属中学校入学考査料」 |

2 指定した日

令和 8年 5月25日

3 指定納付受託者に歳入の納付を委託する期間

令和 9年 1月18日から令和 9年 3月 31日まで

奈良市告示第402号

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

地籍調査にあたり、下記土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかにならなかったため、関係行政機関と協議し筆界案を作成した旨を告示します。

1 土地の所在・地番

奈良市学園朝日町658番9

2 筆界案を確認することができる場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市土木管理課地籍調査係

3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

奈良市長 仲川元庸

5 期間等

告示の日から20日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申し出がないときは、準則第30条第4項の規定に基づき調査を行う。

奈良市告示第 403 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 10 日

奈良市長      仲川   元庸

|         |                    |             |  |
|---------|--------------------|-------------|--|
| 申請者住所   | 奈良市六条町 113 番 4     |             |  |
| 申請者氏名   | 株式会社 栗実住宅          | 代表取締役 國原 正記 |  |
| 道路の位置   | 奈良市押熊町 439 番 7 の一部 |             |  |
| 道路の幅員   | 最大 4.00m           | 最小 4.00m    |  |
| 道路の延長   | 20.62m             |             |  |
| 指定年月日   | 令和 8 年 8 月 10 日    |             |  |
| 指 定 番 号 | 第 R0804 号          |             |  |

奈良市告示第 404 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり  
廃止したので建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 10 日

奈良市長      仲川   元庸

|                        |                                                           |
|------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 申 請 者 住 所              | 奈良市西大寺東町二丁目 1 番 6 3 号                                     |
| 申 請 者 氏 名              | 三和住宅株式会社                                  代表取締役   小林   正樹 |
| 廃止する道路の位置              | 奈良市菅原町 631 番 1 及び 631 番 3 の各一部                            |
| 廃止する道路の幅員              | 最大 9.32m                  最小 6.45m                        |
| 廃止する道路の延長              | 41.6m                                                     |
| 廃 止 年 月 日              | 令和 8 年 8 月 10 日                                           |
| 廃      止      番      号 | 第 R0809 号                                                 |

奈良市告示第405号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 8年 8月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 住居番号をつけた建造物の表示 |                  |                  |
|----------------|------------------|------------------|
| 四条大路一丁目23番10号  | 菅原東二丁目23番14号     | 三碓三丁目3番18号       |
| 芝辻町二丁目2番5号     | 南登美ヶ丘9番2-2号      | 四条大路南町9番8号       |
| 芝辻町二丁目2番4-1号   | 南登美ヶ丘9番2-1号      | 帝塚山二丁目7番5号       |
| 西大寺新池町4番47号    | 北登美ヶ丘二丁目2番9号     | 宝来三丁目14番8号       |
| 西大寺新池町4番48号    | 藤ノ木台一丁目8番21-2号   | 西大寺竜王町一丁目3番14-7号 |
| 西大寺新池町4番53-2号  | 六条西一丁目3番18-2号    | 五条三丁目8番13号       |
| 平松四丁目11番27号    | 六条西一丁目3番18-1号    | 三条本町5番76-室番号     |
| 平松四丁目11番26号    | あやめ池北一丁目8番59号    | 富雄川西一丁目17番6号     |
| 平松四丁目10番3号     | 学園南一丁目3番12-1号    |                  |
| 平松四丁目10番4-2号   | 富雄元町一丁目21番35-室番号 |                  |
| 平松四丁目10番4-1号   | 南登美ヶ丘9番2-4号      |                  |
| 平松四丁目10番5号     | 学園南三丁目10番7-4号    |                  |
| 平松四丁目10番6号     | 若葉台一丁目7番11号      |                  |
| 大安寺三丁目3番10号    | 三条大路一丁目4番4号      |                  |
| 帝塚山二丁目7番21号    | 六条一丁目12番30号      |                  |
| 三松二丁目6番7号      | 三条大路一丁目8番21号     |                  |
| あやめ池北三丁目3番12号  | 五条一丁目3番3号        |                  |
| 大宮町二丁目1番10号    | あやめ池北一丁目11番41号   |                  |
| 三条本町7番1号       | 学園南三丁目8番14-2号    |                  |

奈良市告示第406号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 8年 8月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更する住居番号

|     | 住居番号を変更した建造物の表示 |
|-----|-----------------|
| 変更前 | 富雄川西一丁目15番14号   |
| 変更後 | 富雄川西一丁目15番14-1号 |

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

令和8年8月10日

奈良市長 仲川元庸

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

押熊町東地区地区計画

3 地区計画の位置

奈良市押熊町の一部

4 地区計画の区域

別紙図面のとおり

別紙省略

5 地区計画の面積

約2.0ヘクタール

6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

令和8年8月11日から令和8年8月25日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、都市整備部都市計画課に令和8年9月2日までに必着するように提出しなければならない。

奈良市告示第408号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年 8月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年8月5日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和8年8月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市大森西町、押熊町、出屋敷町、東九条町、中山町、中山町西三丁目、宝来四丁目、法蓮町、法華寺町及び六条一丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

4 縦覧期間

令和8年8月14日から令和8年8月28日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和8年8月28日までに必着するように提出しなければならない。

監

査

奈良市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和 8 年 8 月 3 日

|         |   |   |     |
|---------|---|---|-----|
| 奈良市監査委員 | 東 | 口 | 喜代一 |
| 同       | 寺 | 川 | 拓   |
| 同       | 植 | 村 | 佳 史 |
| 同       | 樋 | 口 | 清二郎 |

奈 企 第 3 5 7 号

令和8年7月24日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 寺 川 拓 様  
同 植 村 佳 史 様  
同 樋 口 清二郎 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和２年度包括外部監査「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

### 第３ 包括外部監査の結果及び意見

#### ２ 経営戦略

##### （３）結果及び意見

#### ② 下水道事業について

##### 【結果３】

下水道事業について、経営戦略の策定、ストックマネジメントの導入を実施する必要がある。

（経営企画課）

##### 【監査結果】

現在、令和２年度内の完成を目標として経営戦略を策定中であるが、監査対象年度までに経営戦略は策定されていない。また、ストックマネジメントは、令和３年度以降に実施する予定となっており、監査対象年度までにストックマネジメントは導入されていない。このような状況においては、中長期的な下水道事業の課題を把握することが困難であるばかりか、事業遂行に必要となる投資判断が適切に行えず、経営の意思決定を誤るおそれがある。

将来的に下水道事業を継続的に事業遂行できるようにするためにも、必要となる経営戦略の策定、ストックマネジメントの導入が必要である。

##### 【措置の内容】

令和７年１２月１５日に、経営戦略と統合して策定した「奈良市下水道事業中長期計画 VISION2031」を奈良市企業局ホームページ上で公表しました。

本計画では、ストックマネジメント計画を反映した投資・財政シミュレーションを作成し、管渠及び施設の効率的かつ計画的な更新投資と維持管理を図る経営戦略を策定しました。

### 第３ 包括外部監査の結果及び意見

#### ２ 経営戦略

##### （３）結果及び意見

## ② 下水道事業について

### 【結果 4】

策定中の経営戦略がストックマネジメントを反映した計画となっていない。ストックマネジメントを反映させ、経営戦略を精緻化させる必要がある。

(経営企画課)

### 【監査結果】

上述のように、奈良市企業局におけるストックマネジメントは、令和 3 年度以降に実施する予定である。従って、令和 2 年度に策定予定の下水道事業の経営戦略は、ストックマネジメントの結果を利用せずに策定することとなる。しかしながら、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理するためには、ストックマネジメントの実施が必要である。

ストックマネジメント実施後は、再度経営戦略を精緻化させることが必要である。

### 【措置の内容】

令和 7 年 12 月 15 日に、経営戦略と統合して策定した「奈良市下水道事業中長期計画 VISION2031」を奈良市企業局ホームページ上で公表しました。

本計画では、ストックマネジメント計画を反映した投資・財政シミュレーションを作成し、管渠及び施設の効率的かつ計画的な更新投資と維持管理を図る経営戦略を策定しました。

## 第 3 包括外部監査の結果及び意見

### 3 決算

#### (3) 個別の会計処理

## ② 共通して発生する間接費について

### (イ) 複数のセグメントに共通する間接費について

#### イ 結果及び意見

### 【結果 7】

水道事業会計内の複数のセグメントに共通して発生する一部の費用が、全額、水道事業セグメントに配賦されている。合理的な基準に基づき、その他のセグメントにも配賦する必要がある。

(企業財務課)

## 【監査結果】

水道事業会計について、例えば、以下の費用は各セグメントに共通して発生することが想定されるが、全て水道事業セグメントに配賦されている。この結果、都祁水道事業セグメントと月ヶ瀬簡易水道事業セグメントの赤字が縮減され、水道事業セグメントの利益が減額されていることになる。費用収益対応の原則に従い、各セグメントに共通して発生する費用については、合理的な基準に基づき、それぞれのセグメントに配賦する必要がある。なお、一旦定めた配賦の基準は、継続性の原則（地方公営企業法施行令第9条第5項）から、みだりに変更することは禁止されており、会計規程に配賦基準を定めることが望まれる。

### ・ 減価償却費

事務所用建物は、水道事業会計と下水道事業会計の両方で使用されており、水道事業内ではさらに3つのセグメントで使用されている。しかし、事務所用建物に係る減価償却費の全てが、水道事業会計の水道事業セグメントに配分されている。それぞれのセグメントで使用しているフロアの面積割合等（面積が明確に分からない場合は、下記に記載の人件費と同様の割合を使用することも考えられる。）により、配賦することが望ましい。

### ・ 人件費

人件費のうち、下水道事業を行う下水道事業課の人件費、都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の業務を実施する広域官民連携室（事業部の送配水管理センターの下部組織）の人件費以外については、管理部署である経営部の人件費を含め、全て水道事業セグメントに配分している。人件費総額などの基準により、各セグメントに配賦することが望ましい。

（表省略）

## 【措置の内容】

都祁水道事業セグメント及び月ヶ瀬簡易水道事業セグメントに係る維持管理等の運営は、段階的に委託業務範囲の拡大を進めており、令和8年6月には、令和8年11月から365日24時間監視及び緊急時対応等を委託業務に加えることを決定しました。

それにより、常態的に職員が実地業務に携わることを要しなくなり、水道事業セグメ

ントが負担していた都祁・月ヶ瀬セグメントの共通経費は、それぞれのセグメントに配賦することなく、都祁・月ヶ瀬セグメントの収益を獲得するための直接費用として、当該セグメントの委託料に直課することとなりました。

### 第3 包括外部監査の結果及び意見

#### 6 財産管理

##### (1) 固定資産管理

#### ③ 取得

##### (イ) 建設仮勘定

#### 【結果 11】

工事の実施設計を行ったものの、長期間にわたって工事が行われていない案件がある。今後の対応を検討する必要がある。

##### (下水道事業課)

#### 【監査結果】

奈良市下水道事業会計において、平成 25 年度に支出した実施設計業務委託（834,792 円）について、一部の住民の反対により当該工事が実施されていない。当該委託業務は、下水道事業を一般部局の特別会計で運営していたときに、工事の実施可能性を十分に考慮しないままに支出されたものであるが、奈良市企業局へ反対住民の情報が引き継がれず、接触すべき反対住民が特定できないことが要因で、5 年以上もの間、解決に向けた取組が行われていない。過去の支出を無駄にしないためにも、早急に反対住民を特定して接触し、工事を進める必要がある。

仮に工事計画の中止を決定した場合は、地方公営企業会計基準に従い、適切に会計処理する必要がある。

なお、奈良市企業局発足後は、工事の実施可能性を十分に考慮して実施設計を行っているため、長期間にわたって工事が行われていない案件は発生していない。

#### 【措置の内容】

令和 7 年度に最終的な地元の意思を確認し、利害関係者全員の同意を得ることは不可能と結論し、令和 7 年 12 月 17 日付で工事中止を意思決定しました。また、同日付けで会計処理（特別損失）しました。

公當企業

奈良市企業局告示第39号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和8年8月3日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月3日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和8年8月17日

| 下水を排除及び下水を処理すべき区域 | 排水施設の位置 | 排水施設の合流式又は分流式の別 | 終末処理場の位置及び名称               |
|-------------------|---------|-----------------|----------------------------|
| 中町454-15 他        | ①       | 分流              | 大和郡山市額田部南町160<br>奈良県浄化センター |
| 中町5030-1 他        | ②       | 分流              |                            |
| 石木町620の一部 他       | ③       | 分流              |                            |
| 大安寺五丁目966-3       | ④       | 分流              |                            |
| 藤ノ木台二丁目512-1 他    | ⑤       | 分流              |                            |
| 秋篠町1417-3         | ⑥       | 分流              |                            |
| 鹿野園町332-2 他       | ⑦       | 分流              |                            |

位置図省略

奈良市企業局告示第40号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和8年8月4日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年8月4日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

賦課対象区域（第2負担区）

西大寺東町二丁目の一部

賦課対象区域（第4負担区）

横井五丁目の一部

奈良市企業局告示第41号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和8年8月4日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

| 名 称  | 代表者氏名 | 所 在 地      | 届 出 日     |
|------|-------|------------|-----------|
| 藤田建設 | 藤田 恵造 | 奈良市佐紀町2771 | 令和8年7月28日 |

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 13 号

令和 8 年 8 月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 3 日

奈良市教育委員会

教育長 垣 見 弘 明

1 日 時

令和 8 年 8 月 7 日（金） 午前 10 時 30 分から

2 場 所

奈良市役所 北棟 6 階 602 会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第 21 号 令和 9 年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時 30 分から午前 10 時 20 分まで、北棟 6 階 602 会議室にて行います。定員は 25 名で、定員を超える場合は抽選を行います。

奈良市教育委員会告示第 14 号

令和 8 年奈良市教育委員会告示第 12 号（定例教育委員会の開催）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 13 日

奈良市教育委員会  
教育長 垣 見 弘 明

3 会議に付すべき事案

その他報告事項(1)

奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに  
調査開始について

農業委員会

## 奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会令和8年8月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和8年8月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

### 1 日時

令和8年8月14日(金) 午後1時30分

### 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 602会議室

### 3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 許可申請・届出の取下げについて
- (6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (9) 知事許可について